

保険代理店における個人情報の取扱いに関する個人情報保護法上の留意点について（注意喚起）

令和 7 年 ● 月 ● 日
個人情報保護委員会

1 事案の概要

今般、以下のような事案が発覚しました。

- 事案① 複数の損害保険会社の保険商品を取り扱う一部の損害保険代理店（以下「保険代理店」といいます。）が、損害保険会社から保険契約の締結等の業務を委託されることに伴って取扱いを委託されていた、保険契約者の個人データ（契約者氏名、証券番号、保険料等）を、本人の同意なく他の損害保険会社に提供していました（以下「事案①」といいます。）。
- 事案② 損害保険会社から保険代理店に出向している従業者が、出向先の保険代理店（以下「出向先保険代理店」といいます。）が管理する、他の損害保険会社の保険契約者に関する個人データ等（契約者氏名、証券番号、保険料等）を、出向先保険代理店に無断で、かつ、本人の同意を得ることなく、出向元の損害保険会社（以下「出向元損害保険会社」といいます。）に対し、メール等により送付していました（以下「事案②」といいます。）。

上記の 2 つの事案を踏まえ、保険代理店におかれましては、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。

2 事案①に関する留意点

(1) 個人データの取扱いの委託

保険代理店が、損害保険会社から保険契約の締結等の業務を委託されることに伴い、保険契約者の個人データの取扱いの委託を受けてこれを取り扱っている場合、委託の範囲内でのみ、当該個人データを取り扱うことができます。

本事案では、保険代理店が、保険契約者の個人データを、当該保険契約と関係のない他の損害保険会社に提供しているところ、このような提供は、特段の事情がない限り、委託の範囲を超えた個人データの取扱いになるものと考えられます。

(2) 第三者提供の制限

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」といいます。）第 27 条第 1 項は、「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」と規定し、個人データを第三者に提供する際は、あらかじめ本人同意を得ることを原則

としています。

本事案のように、保険代理店が、損害保険会社から取扱いの委託を受けている保険契約者に関する個人データを、当該保険契約者が契約していない他の損害保険会社に提供する場合、他の損害保険会社は、当該個人データについては委託関係がありませんので、「第三者」に該当します。そして、本事案において、保険代理店は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、保険契約者に関する個人データを他の損害保険会社に対し提供していました。したがって、このような個人データの提供は、個人情報保護法第27条第1項の規定違反となります。

このように、保険代理店におかれましては、第三者に個人データを提供する場合、その法的根拠を確認し、個人情報保護法の規定に違反することのないよう留意してください。

3 事案②に関する留意点

- (1) 事案②は、出向先保険代理店が出向元損害保険会社に対し、個人データ等を意図的に提供した事案ではありません。したがって、出向者による個人データの外部への流出は、個人データの漏えいに該当します。
- (2) 個人情報保護法第23条は、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定しています。

本件では、長年にわたり、損害保険会社から出向者を受け入れる中で、このような事象が発生しており、組織的安全管理措置や人的安全管理措置の不備等が認められる可能性が高いものと考えます。

保険代理店におかれましては、このような漏えいが生ずることがないよう、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）10別添「講すべき安全管理措置の内容」等も参考にしながら、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるよう留意してください。

以上